

# 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	金商法
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）	監査証明府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>第4条第5項第1号に規定されている「財務諸表等」は、改訂監査基準における「監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で・・・」（同基準第四、七、2）を監査証明府令案に規定したものと理解しているが、同号で参照される開示箇所の対象範囲は、現行の監査証明府令第3条第1項に規定される「財務諸表等」、すなわち、「財務諸表、財務書類又は連結財務諸表」であることを確認したい。</p>	<p>ご意見のとおり、監査証明府令第4条第5項第1号に規定する「当該開示が記載されている箇所」は、監査証明府令第3条第1項に規定する「財務諸表等」、すなわち「財務諸表、財務書類又は連結財務諸表」になります。</p>
2	<p>第4条第5項第1号の「当該開示が記載されている箇所」の参照にあたっては、必ずしも「監査上の主要な検討事項」に関連する開示箇所の全てを一字一句参照する必要はなく、不要な部分は参照しないこととするなど、実務上の対応において、参照の方法を工夫することが可能であることを確認したい。</p>	<p>「監査上の主要な検討事項」に関連する開示を参照することにより、財務諸表利用者の理解を深めることが目的であるため、ご意見のとおり、監査人は必ずしも関連する開示箇所の全てを一字一句記載する必要はありませんが、どの箇所が参照されているのか明確となるように記載する必要があると考えられます。</p>
3	<p>監査証明府令案第4条第9項では、同項第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合、「監査上の主要な検討事項」を記載しないことができるとされている。しかし、有価証券ファンドやその委託会社の財務諸表について「監査上の主要な検討事項」が要求されるかについて必ずしも明らかではないように見受けられる。</p> <p>「監査上の主要な検討事項」の記載要求が</p>	<p>「監査上の主要な検討事項」を記載しなければならない監査報告書は、監査証明府令第3条第4項各号に掲げる者が提出する以下の届出書又は有価証券報告書等に含まれる財務諸表等の監査報告書です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第5条第1項（金商法第27条において準用する場合を含む。）の規定により提出される届出書</li> <li>・金商法第7条第1項、第9条第1項又は第10条</li> </ul>

	<p>主に上場会社の財務諸表監査を念頭に置いて導入されるものであることを踏まえると、有価証券ファンドやその委託会社の財務諸表に対する監査報告書を適用範囲に含める必要性は相対的に必ずしも高くないものと考えられる。したがって、「監査上の主要な検討事項」の適用範囲についてQ&amp;Aを公表する等、明らかにしてほしい。</p> <p>第1項（これらの規定を金商法第27条において準用する場合を含む。）の規定により提出される訂正届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金商法第24条第1項（金商法第27条において準用する場合を含む。）の規定により提出される有価証券報告書</li> <li>・金商法24条の2第1項（金商法第27条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する同法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により提出される訂正報告書</li> </ul> <p>したがって、投資信託の受益証券等のいわゆるファンド自体は、金商法の特定期有価証券に該当し、同法第5条第5項等の規定に基づき、届出書、有価証券報告書等を提出することから、当該届出書、有価証券報告書等に含まれるファンド自体の財務諸表等の監査報告書には、「監査上の主要な検討事項」の記載は必要ありません。</p> <p>一方、投資信託の受益証券等のいわゆるファンドの委託会社が、監査証明府令第3条第4項各号に掲げる者に該当し、届出書、有価証券報告書等を提出する場合には、公認会計士又は監査法人は監査報告書に「監査上の主要な検討事項」を記載する必要があります。</p>
<p>4 監査証明府令第4条第10項において、連結財務諸表監査と個別財務諸表監査は親会社単体の財務数値を監査対象とするため、通常、両者の監査対象（財務諸表に計上されている金額を含む。）は異なる。そのため、両者に、「監査上の主要な検討事項」として完全同一の内容が記載されることは、通常は想定されないものと考えられる。</p> <p>以上を踏まえ、監査上の主要な検討事項が「同一の内容が記載される場合」という記述を「同一の事項を対象として記載される場合」としてはどうか。</p>	<p>監査証明府令第4条第10項に規定する「同一の内容」とは、必ずしも完全に同一の文言となる場合に限定するわけではなく、形式的な文言は異なるが、実質的に同一である場合（例えば「連結会計期間」と「会計期間」等）は省略することができるものと考えられます。</p> <p>一方、金額が相当程度異なるなど、実質的に内容が異なる場合には、それぞれ記載する必要があると考えられます。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>